|  |
| --- |
| 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書会社法編（2024年3月改訂版） |

≪目次≫

　　　　　（タイトル）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　（ページ番号）

＜本確認書利用ガイド＞ 2 – 3

＜本確認書で用いられる用語について＞ 3

Ａ．親会社監査役としての親会社における監査役職務

Ⅰ．代表取締役に対する監査 　4 - 6

監査のポイント１（企業集団全体の経営管理方針と体制）

監査のポイント２（企業集団全体の内部統制システム管理方針と体制）

Ⅱ．取締役会等における取締役職務の監査 　6 - 7

　　監査のポイント３（取締役会等の意思決定・監督義務）

Ⅲ．子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査 　8 - 12

　　監査のポイント４（親会社による子会社・関連会社の事業管理）

　　監査のポイント５（企業集団における内部統制システムの構築・運用）

　監査のポイント６（企業集団における情報処理の適正なシステム化）

Ⅳ．内部監査部門との連携12 - 15

　　監査のポイント７（内部監査の計画と結果の確認）

　　監査のポイント８（内部統制システムのモニタリング）

Ⅴ．会計監査人との連携 15 - 16

　　監査のポイント９（会計監査人との連携）

　　監査のポイント10（親会社と子会社・関連会社の会計監査人が異なる場合）

Ｂ．親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

Ⅰ．子会社・関連会社の代表取締役・他の取締役との意見交換 17 – 19

　　　監査のポイント11（子会社・関連会社の代表取締役との意見交換）

Ⅱ．子会社・関連会社の監査役との意見交換 19 – 20

監査のポイント12（子会社・関連会社の監査役の監査活動と監査環境）

　Ⅲ．海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換

監査のポイント13（海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換） 20 - 21

**＜本確認書利用ガイド＞**

１．本確認書における企業集団

企業集団とは、親会社及び親会社が総株主の議決権の過半数を有する子会社、その他親会社から経営の支配を受ける子会社、並びに親会社から事業等の方針の決定に重要な影響を受ける関連会社によって構成される企業グループを指します。本確認書においては「企業集団」とは下記の具体的イメージを想定して確認項目を構成していますが、このイメージに該当しない場合でも「当てはまらないと考えられる項目」は除外し、「必要と思われる項目」は追加していただくなど、各社の実態・実情に合わせて適宜内容を修正してご利用ください。

　　　①20社程度の子会社・関連会社を持つ企業グループ

②親会社は上場会社、子会社・関連会社は非上場会社

２．本確認書で想定した監査役

本確認書は企業集団（企業グループ）を形成するトップの会社（親会社）の監査役が、企業集団全体の内部統制監査を行う際にご利用いただくことを想定した確認書です。

なお、子会社・関連会社の監査役の方々も、本確認書をお読みいただくことで、企業集団内部統制監査の全体像が分かり、企業集団における自らの職務を一段と明確に理解することができるようになります。さらに、監査役スタッフの方々にとっても、監査役職務を実務支援する際の手助けとなります。

３．本確認書の利用方法

本確認書の主な利用場面としては、①親会社において企業集団全体の内部統制の監査を行う場合、及び②親会社の監査役として子会社・関連会社において企業集団内部統制が適切に行われているかどうかを調査する場合を想定しております。

主な利用方法としては、期末に１年間の監査活動を振り返ってチェックし、次期の監査計画や監査活動に役立てることを想定していますが、継続的・定期的にご自身の監査活動をチェックすることによって、やり残しの有無を確認したり、監査役職務をより深く理解することもできます。新任監査役の方は、監査役としての職務内容の全体像をまず確認・理解するために利用することもできます。そのほかにも様々な利用方法が考えられますので、ご自身にあった活用方法にてご利用ください。

当会が別途公表している「監査役職務確認書」も合せてご活用下さい。

４．本確認書の構成

本確認書は、会社法編（全会社が対象）と金融商品取引法編（上場企業など有価証券報告書提出会社が対象）から成り、会社法編はさらに「親会社監査役としての親会社における監査役職務」と「親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務」の2つの部分から成っています。

なお、関連法令、関連基準を記載しておりますので、できるだけ当該条文・基準に当たって、理解を深めていただくことをお勧めします。

また、「監査のポイント」ごとに以下の小見出しを設定し、確認項目を分類しています。確認項目については小見出し分類に関わらず、通し番号としています。

|  |  |
| --- | --- |
| **小見出し** | **内容** |
| 01.方針決定周知 | 経営・内部統制に関する代表取締役の方針・認識、取締役会等・統括本部等による方針の決定、方針決定内容の周知に関する事項 |
| 02.リスク認識 | リスクの想定・認識、リスク認識に基づく行動に関する事項 |
| 03.監査役監査環境 | 監査役の監査を実効的にするための監査役の位置づけ、監査役への報告体制・情報収集等監査環境に関する事項 |
| 04.報告承認体制 | 会社執行部門における報告体制、承認体制、及び改善指示等に関する事項 |
| 05.内部監査・モニタリング | 内部監査部門の内部監査・内部統制モニタリング活動、及び監査役監査活動に関する事項 |
| 06.教育研修 | 子会社・関連会社の取締役・監査役に対する教育・研修に関する事項 |
| 07.情報システム | 企業集団内情報システムに関する事項 |
| 08.企業集団内取引 | 企業集団内会社間の競業取引・利益相反取引・一般的でない取引に関する事項 |
| 09.会計監査人監査 | 会計監査人による会計監査・内部統制システム監査に関する事項（会計監査人との意見交換の確認項目を含む）　　　※金商法編では「監査人監査」とする |
| 10.不祥事発生時 | 企業集団内に不祥事が発生したときの対応に関する事項 |

**＜本確認書で用いられる用語について＞**

本確認書の確認項目で使用している用語中、次の用語の持つ意味はそれぞれ下記の通りです。

**(1)取締役会等**

「取締役会等」とは、取締役会のほか、定款や社内規程等によって企業集団内部統制について審議決定したり、報告を受けたりする重要会議を総称する。

重要会議の例としては常務会、経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会などがある。

**(2)統括本部等**

親会社は、企業集団全体の統治のために各種の統括機能組織を有している。この統括機能を有する組織を「統括本部等」と総称する。

統括本部等の担当する機能は、数多くある。企業集団の内部統制システムの構築・運用の推進機能、内部統制システムの構築・運用状況のモニタリングをする機能（内部監査部門が担当する場合が多い）、子会社・関連会社の事業推進の機能、子会社・関連会社を含めた企業集団全体の連結会計業務・財務会計業務（経理・財務）の機能、さらに法務、労務、品質、環境等の分野における企業集団内の一元的な管理機能などが存在する。

これらの多くの機能を企業集団によっては親会社のひとつの部門で一括して主管している場合もある。

**(3)内部監査部門**

親会社の内部監査部門を指す。

本確認書では、企業集団における内部統制の構築、運用、不備改善を推進する親会社内の統括本部等に対して、その構築、運用、不備改善の活動等の状況をモニタリングする（財務報告に係る内部統制の場合、有効性の評価をする）独立した社内組織が存在することを求めている。各社、各企業集団の状況によって、モニタリング、評価する組織が、統括本部、委員会等と称される場合もあるが、その呼称に関わらず、その機能は「内部監査部門」に相当すると考えて確認項目を配置している。

**(4)不適正な行為**

法令違反、定款違反、社内規程・規則違反、コンプライアンス基準・行動規範等に照らして不正、又は不当な行為を指す。一般的でない取引、利益相反取引、競業取引は、法令や社内規則等の条件を満たしていない場合は、不適正な行為（取引）に該当する。

**(5)支配力基準**

連結の範囲を決定する際に、議決権の過半数を自己の計算において所有している等の持株基準だけでなく、他の会社の意思決定機関との実質的な支配関係を加味する判定基準を指す。

**Ａ．親会社監査役としての親会社における監査役職務**

**Ⅰ．代表取締役に対する監査**

|  |
| --- |
| **監査のポイント１（企業集団全体の経営管理方針と体制）**親会社代表取締役は、企業集団の事業活動の方向を定め、実行していく頂点に位置しています。親会社監査役は、企業集団としての事業戦略、企業集団全体に指示している各種の基本方針、及び各子会社・関連会社に与えている役割、事業目標等について事前確認の上、代表取締役に、経営管理上のリスク、経営の健全性と効率性とのバランスが確保されていることを聴取・確認することが重要です。企業集団の健全経営という観点では、親会社が、子会社・関連会社の代表取締役に達成が非常に困難な経営目標を求め、その結果、子会社・関連会社の代表取締役等が過度の効率性を追求して、経営の健全性を損なうことがないか、あるいは、親会社の取締役等が、子会社・関連会社に不適正な行為を求めていることはないか、などを監視する必要があります。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］企業グループ経営理念、グループ行動基準、グループコンプライアンス基準、グループ経営方針、グループリスク管理方針、グループ環境方針、グループＳＤＧs・ＥＳＧ方針、グループ情報セキュリティ方針、グループ品質方針、グループ会社管理規程、リスク管理規程・同マニュアル、子会社・関連会社のリスク評価表、同リスクマップ、緊急事態発生時の対応に関する規程、取締役会議事録、社長決裁稟議、グループ内通達、各子会社・関連会社の年度経営計画、グループ経営会議議事録、等 |

　**（01.方針決定周知）**

□1.代表取締役が、企業集団として共有すべき経営理念、行動基準、各種の方針を子会社・関連会社に周知することが重要であると認識し、子会社・関連会社の代表取締役等に周知していることを確認した。

□2.親会社取締役が子会社・関連会社に対して「不適正な行為」に相当する行為を行なわないことが経営の健全性を確保する上で重要であると代表取締役が認識していることを確認した。

（**02.リスク認識）**

□3.代表取締役が、事業環境と事業リスク、子会社・関連会社の実情と経営管理上のリスク等を把握し、各子会社・関連会社の企業集団内での役割と事業目標を明確にしていることを確認した。

□4.子会社・関連会社に達成が非常に困難な事業目標・経営計画等を要求した場合、子会社・関連会社の代表取締役等が過度の効率性を追求して、経営の健全性を損なうおそれがあることを、親会社の代表取締役が認識していることを確認した。

□5.子会社・関連会社の機関設計の考え方と現状について確認した。監査役が置かれていない子会社・関連会社がある場合は、代表取締役に、監査機能を補完する適正な体制が別途構築・運用されていることを確認した。

**（03.監査役監査環境）**

 　□6.子会社・関連会社が監査役設置会社である場合は、監査役としての適格性を慎重に検討した上で選任され、監査役の任期が会社法の趣旨に沿って運用されていることを確認した。

　**（10.不祥事発生時）**

□7.企業集団内に重大な不適正行為が発生した場合には、代表取締役が、必要に応じて調査委員会ないしは第三者委員会の設置等を行い、実態調査と原因究明、さらにその対応策・再発防止策の検討・立案を行わなければならないという認識を持っていることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○民法644条[受任者の注意義務（善管注意義務）]

○会社法326条、327条、328条［株式会社の機関設計]

○会社法330条[株式会社と役員等との関係]

○会社法381条1項[監査役の職務・権限]

○会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）10条[監査役候補者の選定基準等]、16条[代表取締役との定期的会合]、25条[内部統制システムに係る監査]、26条[企業集団における監査]、28条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）　Ⅱ-5[会社法に基づく内部統制監査]、
Ⅱ-8 [代表取締役との定期的会合]、Ⅱ-11 [企業集団に関する監査]、Ⅴ-3 [監査役の選任議案に関する事項]

|  |
| --- |
| **監査のポイント２（企業集団全体の内部統制システム管理方針と体制）**「内部統制システムに関する取締役会決議」に基づく企業集団全体の内部統制システムの構築・運用・モニタリングの執行業務は、親会社の代表取締役が最高責任者となります。監査役は、企業集団における内部統制の構築・運用のモニタリング状況を確認した上で、代表取締役の企業集団における内部統制上のリスク認識、内部統制の構築・運用方針等に関して意見交換を行い、必要に応じ改善を要請します。主な意見交換の項目は、企業集団内部統制システムの決議事項となっている、①子会社から親会社への報告体制、②子会社のリスク管理体制、③子会社の効率性確保体制、④子会社のコンプライアンス体制などがあります。また、親会社・子会社・関連会社において重要な規程類、決裁基準などが、適正に整備され、適切に運用されていること、及び企業集団内に内部通報制度が適正に構築され、適切に運用されていることが内部統制を有効にするために重要になります。子会社・関連会社のリスク状況に応じて、必要と認められる場合には、親会社が積極的に子会社・関連会社自体の監督・牽制機能を支援していることも重要です。監査役は、それらを事前に調査しておき、それに基づいて親会社代表取締役と具体的に意見交換することで、改善要請の効果を高めることができます。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］グループ会社管理規程（決裁基準等）、リスク管理規程・同マニュアル、子会社・関連会社のリスク評価表、同リスクマップ、内部統制システムに関する取締役会決議、内部通報制度管理規程、取締役会議事録、統括本部等の業務分掌、内部統制システム改善計画、内部統制システム内部監査報告（モニタリング結果報告）、同改善指示・通達、フォローアップ監査文書、等 |

**（01.方針決定周知）**

□8.代表取締役が、企業集団の内部統制システムの構築・運用の重要性を認識し、その認識を子会社・関連会社の代表取締役等に周知していることを確認した。

□9. 代表取締役が、企業集団内に内部通報制度が適正に構築され、適切に運用されることが重要であると認識していることを確認した。

□10.代表取締役が、内部通報制度において、企業集団内の内部通報者の利益が損なわれないことが重要であると認識していることを確認した。

**（02.リスク認識）**

□11.代表取締役が、企業集団内に共通する内部統制上のリスクと各子会社・関連会社の固有の内部統制上のリスクを共に把握していることを確認した。

□12.代表取締役が、各子会社・関連会社の規模、事業の特性や業態の違い及びそのリスクを踏まえて、適切な企業集団内部統制システムを構築・運用する必要性を認識していることを確認した。

**（04.報告承認体制）**

□13.代表取締役が、社内規則に則り、統括本部等を通じて親会社・子会社・関連会社の内部統制システム上の重要な課題・問題点について、報告を受け、適切な改善措置を講じていることを確認した。

**（05.内部監査・モニタリング）**

□14.代表取締役が、企業集団の各子会社・関連会社における内部統制の構築・運用状況のモニタリング結果及び関連する内部監査報告を受け、必要な改善の指示を行っていることを確認した。

**（10.不祥事発生時）**

□15.企業集団内で不適正な行為又は企業集団全体に大きな影響を与える事態が発生した場合、代表取締役がその状況を適時、適切に把握できる情報伝達の仕組みがあり、社内規則に則り取締役会等でその内容が適宜報告されていることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○会社法362条4項6号[内部統制システムの体制]、5項[取締役会の決議]

○会社法施行規則100条1項5号[企業集団における業務の適正を確保するための体制]、100条3項5号
［監査役への報告者に対する不利な取扱い禁止体制］

○会社法381条1項[監査役の職務・権限]
会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]

○会社法381条2項[監査役の報告請求、業務財産調査権]、同3項[監査役の子会社調査権]

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）16条[代表取締役との定期的会合]、
21条[監査役への報告に関する体制等]、25条[企業集団における監査]、39条[企業集団における監査の方法]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）Ⅰ-2 [監査役への報告に関する体制等]、
Ⅱ-8 [代表取締役との定期的会合]、Ⅱ-11 [企業集団に関する監査]

**Ⅱ．取締役会等における取締役職務の監査**

|  |
| --- |
| **監査のポイント３（取締役会等の意思決定・監督義務）**企業集団の内部統制システムの構築においては、親会社の内部統制システムに関する取締役会決議が重要です。監査役は、その決議に記載された方針と関連規程等に示された手続きに基づいて内部統制に関するＰＤＣＡサイクルが適切に回っていることを監視する必要があります。取締役会等においては、決議の内容の定期的な見直し以外に、企業集団における各子会社・関連会社の内部統制上のリスクの変化、内部統制の構築・運用の改善進捗状況及びそのモニタリング結果等について適時に報告され、具体的な改善策が適切に審議されていることを確認します。 |

（注）大会社以外の会社であっても、各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。

|  |
| --- |
| ［確認資料例］グループ会社管理規程（決裁基準等）、内部統制システムに関する取締役会決議、内部統制システム改善計画、緊急事態発生時の対応に関する規程、取締役会議事録、内部統制システムモニタリング結果報告、同改善指示・通達、内部監査・会計監査人監査資料、等 |

**（01.方針決定周知）**

□16.取締役会において、会社法に基づく内部統制システムの決議を行う際に、又はリスクの変化に応じて見直し決議をする際に、「企業集団における業務の適正を確保するための体制」に関する事項についても

審議、決議が適切に行われていることを確認した。

□17.取締役会等において、企業集団全体の管理基本方針、関連規程、決裁基準等について、審議、決定していることを確認した。

□18.取締役会等において、企業集団内の内部統制システムの構築・運用、及びモニタリングの対象会社を、企業集団内の子会社・関連会社のどの範囲にするかについて報告を受け、審議、決定していること確認した。企業集団内全社としていない場合は、その除外の理由、除外の判断基準について確認した。

**（05.内部監査・モニタリング）**

□19.取締役会等において、内部統制のモニタリングを実施する統括本部又は内部監査部門から各子会社・関連会社の内部統制のモニタリング結果や具体的な改善策の報告が行われたうえで、取締役会等で適切に審議されていることを確認した。

**（08.企業集団内取引）**

□20.子会社・関連会社に関係する親会社の取締役の利益相反取引、競業取引がある場合、また親会社と子会社・関連会社の間、及びそれらの相互の間に重要な取引がある場合に、親会社の取締役会において、承認又は報告を行っていることを確認した。

**（10.不祥事発生時）**

□21.企業集団内において不適正な行為又は企業集団全体に大きな影響を与える事態が発生した場合、取締役会等で、適時、適切な報告がなされた上で、原因、対策、再発防止策が十分に審議され、それに基づく適切な指示が当該会社に出されていること並びにその審議内容・結果の企業集団内への周知徹底の指示が出されていることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○会社法356条[競業及び利益相反取引の制限]、365条[競業及び取締役会設置会社との取引等の制限]

○会社法362条4項6号[内部統制システムの体制]、5項[取締役会の決議]
会社法施行規則100条1項5号[企業集団における業務の適正を確保するための体制]

○会社法363条[取締役会設置会社の取締役の権限、職務執行の報告義務]

○会社法381条1項[監査役の職務・権限]
会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]、118条5号[事業報告、親会社等との取引]、128条3号[事業報告付属明細書、親会社との取引]

○会社法381条2項[監査役の報告請求、業務財産調査権]、同3項[監査役の子会社調査権]

○会社法382条[監査役の取締役への報告義務]

○会社法383条[監査役の取締役会への出席義務等]

○会社法385条[監査役による取締役の行為の差止め]

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）21条[監査役への報告に関する体制等]、
27条[競業取引及び利益相反取引等の監査]、40条[取締役会への出席・意見陳述]、43条[重要な会議等への出席]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）Ⅰ-2 [監査役への報告に関する体制等] 、
Ⅱ-1[取締役会への出席・意見陳述／重要な会議への出席]、Ⅱ-2 [取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査]、Ⅱ-3 [取締役（会）への報告義務・行為差止め請求]、Ⅱ-4[競業取引・利益相反取引等の監査]

**Ⅲ．子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査**

|  |
| --- |
| **監査のポイント４（親会社による子会社・関連会社の事業管理）**親会社と子会社・関連会社は、別法人格ですが、ひとつの企業集団を形成しています。親会社の支配力は、企業集団内の子会社・関連会社の事業推進、要員配置、経理・財務、その他様々な分野に影響を与えています。親会社が企業集団全体の健全な統治をするに当たっては、子会社・関連会社管理規程等の種々の規定を定め、親会社と子会社・関連会社との間で、情報伝達、報告、承認、指示等において一定の規律を保つ必要があります。この種の規程類の具体的な整備と運用は、親会社において子会社・関連会社を主管する統括本部等を中心として行われます。監査役は、定められた規程類の内容が適切であるか、その運用状況が適切であるかを監視、検証しなければなりません。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］企業グループ経営理念、グループ行動基準、グループコンプライアンス基準、グループ経営方針、グループリスク管理方針、グループ環境方針、グループＳＤＧs・ＥＳＧ方針、グループ情報セキュリティ方針、グループ品質方針、グループ会社管理規程、リスク管理規程・同マニュアル、子会社・関連会社のリスク評価表、同リスクマップ、緊急事態発生時の対応に関する規程、取締役会議事録、社長決裁稟議、統括本部等の業務分掌、グループ内通達、各子会社・関連会社の年度経営計画、グループ経営会議議事録、子会社・関連会社の経営事項の申請・報告・承認記録、連結財務諸表に関する会計基準、連結計算書類（連結注記表）、会計監査人監査資料、監査役往査調書、等 |

**（01.方針決定周知）**

□22.統括本部等（担当取締役）が、親会社が定めた企業集団として共有すべき経営理念、行動基準、各種の方針を子会社・関連会社に周知するため具体的な行動を取っていることを確認した。特に、法令等の制定・改正に伴う重要な方針の決定・変更については、それに関係する子会社・関連会社に説明、周知していることを確認した。

□23.経理・財務統括本部(担当取締役)が、連結計算書類、連結財務諸表での連結範囲を｢支配力基準｣に基づき決定していることを確認した。子会社・関連会社の中で、｢連結の範囲｣に含めない会社がある場合は、その理由を確認した。

**（02.リスク認識）**

□24.企業集団内の各子会社・関連会社が立案している事業目標、経営計画等について、統括本部等（担当取締役）が、事業環境と事業リスク、子会社・関連会社の実情、経営管理上のリスク及び企業集団内での役割に基づき適切であると判断していることを確認した。

□25.子会社・関連会社に達成が非常に困難な事業目標・経営計画等を設定した場合、子会社・関連会社の代表取締役等が過度の効率性を追求して、経営の健全性を損なうおそれがあることを、統括本部等（担当取締役）が認識していることを確認した。

□26.親会社からの派遣役員の任期の制限、ローテーションの実施について方針・基準があるか、ない場合はその理由と当面の対応策（人事の固定化による弊害防止策等）が講じられていることを確認した。

**（04.報告承認体制）**

□27.統括本部等(担当取締役)が、子会社・関連会社に関する重要な承認・報告事項(内部統制上の案件を含む、以下同じ)を社内規則に則り承認し、又は報告を受けていること、及び当該規則に則り、取締役会等又は代表取締役等の承認事項又は報告事項としていることを確認した。

□28.取締役会等における子会社・関連会社に関する重要な承認・報告事項が、親会社の統括本部等（担当取締役）を通じて子会社・関連会社の代表取締役等に伝達されていることを確認した。

□29.取締役会等における子会社・関連会社に関する重要な承認・報告事項、及び親会社代表取締役や統括本部等の承認事項が、子会社・関連会社において実施されていること、及びその実施結果が統括本部等に報告されていることを確認した。

□30.統括本部等（担当取締役）に対し、子会社・関連会社の中に設立趣旨が不明確なものや休眠会社がないことを確認した。ある場合は、適切に管理されていることを確認した。

**（06.教育研修）**

□31.統括本部等（担当取締役）が、子会社・関連会社の取締役を兼務する親会社の取締役・役職員に、子会社・関連会社に対する忠実義務を認識させていることを確認した。

**（10.不祥事発生時）**

□32.親会社・子会社・関連会社において不適正な行為又は企業集団全体に大きな影響を与える事態が発生した場合に、親会社統括本部等（担当取締役）が、その状況を適時・適切に把握できる情報伝達の仕組みがあり、社内規則に則り取締役会等で適宜、報告していることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○民法644条[受任者の注意義務(善管注意義務)]

○会社法330条[株式会社と役員等との関係]

○会社法355条[忠実義務]

○会社法363条[取締役会設置会社の取締役の権限、職務執行の報告義務]

○会社法381条1項[監査役の職務・権限] 、 2項[監査役の報告請求、業務財産調査権]、同3項[監査役の子会社調査権]

○会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]

○会社法382条[監査役の取締役への報告義務]

○会社法施行規則3条[子会社及び親会社の定義]

○会社計算規則63条[連結の範囲]

○連結財務諸表の用語、様式、及び作成方法に関する規則1条（適用の一般原則）、5条（連結の範囲）

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）21条[監査役への報告に関する体制等]、25条
[内部統制システムに係る監査]、26条[企業集団における監査]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）Ⅰ-2 [監査役への報告に関する体制等]、
Ⅱ-5 [会社法に基づく内部統制監査]、Ⅱ-11 [企業集団に関する監査]

|  |
| --- |
| **監査のポイント５（企業集団における内部統制システムの構築・運用）**　親会社の統括本部等の中で、企業集団における内部統制システムの構築・運用の推進を主管する統括本部（以下、「内部統制推進統括本部」という。）及びその担当取締役は、企業集団における内部統制の要となります。内部統制システムをすでに構築している企業集団の場合は、発見された不備やリスクの変化に応じて改善を継続する必要があります。監査役は、親会社の企業集団における内部統制の構築・運用の方針が、子会社・関連会社に浸透し、問題点・不備の改善活動が適切に推進されていることを監視、検証しなければなりません。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］内部統制システムに関する取締役会決議、グループ会社管理規程、子会社・関連会社の内部統制システム改善計画、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、社長決裁稟議、グループ内通達、統括本部等の業務分掌、子会社・関連会社の経営事項の申請・報告・承認記録、コンプライアンス委員会議事録、企業集団内部取引等記録、子会社・関連会社の取締役教育計画、子会社・関連会社の監査役教育計画、子会社・関連会社の監査役監査調書、グループ監査役連絡会議議事録、等 |

**（01.方針決定周知）**

□33.内部統制推進統括本部（担当取締役）が、取締役会決議の方針に基づく企業集団内の各子会社・関連会社の内部統制システムの構築・運用の推進方針と実施計画を有していることを確認した。

□34.内部統制推進統括本部（担当取締役）が計画する各子会社・関連会社の内部統制システムの構築・運用・不備改善の対象会社が、取締役会等で定めた範囲であることを確認した。企業集団内のすべての子会社及び重要な関連会社としていない場合は、その除外の理由、除外の判断基準について確認した。

□35.統括本部等（担当取締役）が、子会社・関連会社に、①親会社への報告体制、②リスク管理体制、③効率性確保体制、④コンプライアンス推進体制などを構築・運用するように求めるとともに、その構築・運用状況を適切に把握していることを確認した。

□36.内部統制推進統括本部（担当取締役）が、企業集団内に内部通報制度を適正に構築・運用していることを確認し、さらに子会社・関連会社に対して、企業集団内の内部通報制度の窓口に通報した者又は親会社の監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないよう適切な運用を求めていることを確認した。

□37.子会社・関連会社のうち、内部統制システムの構築が進捗していない会社、又は適切に運用されていない会社について、親会社の統括本部等（担当取締役）が、そのリスクの程度に応じて、子会社・関連会社の内部統制システムの構築、運用の支援をしていることを確認した。

**（03.監査役監査環境）**

□38.内部統制推進統括本部（担当取締役）が、子会社・関連会社の監査役に対して、親会社の内部統制システムに関する取締役会決議及び内部統制システムの構築・運用・不備改善に関する実施計画並びにその実施状況等について適切に説明し、意見交換を行っていることを確認した。

□39.内部統制推進統括本部（担当取締役）が、子会社・関連会社の監査役が実施している当該会社の内部統制システムの構築・運用に関する監査の結果を把握していることを確認した。

□40.統括本部等（担当取締役）が、子会社・関連会社の監査役（特に親会社業務執行部門からの派遣又は兼務監査役）を対象として、監査役職務を適切に遂行するための基本的な事項や子会社・関連会社の経営に関連する事項について、確実に伝達していることを確認した。

**（06.教育研修）**

□41.統括本部等（担当取締役）が、子会社・関連会社取締役を対象として、取締役の職務や子会社・関連会社の経営に関連する事項について適切な教育計画を策定し、確実に実施していることを確認した。

**（08.企業集団内取引）**

□42.経理・財務統括本部（担当取締役）が、企業集団内の親会社・子会社・関連会社に関係する親会社の取締役の利益相反取引、競業取引の状態、及び企業集団内の親会社・子会社・関連会社間の一般的でない取引の状況を把握していることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○民法644条[受任者の注意義務（善管注意義務）]

○会社法330条[株式会社と役員等との関係]

○会社法356条[競業及び利益相反取引の制限]、

○会社法362条4項6号[内部統制システムの体制]、5項[取締役会の決議]

○会社法施行規則100条1項5号[企業集団における業務の適正を確保するための体制]

○会社法365条[競業及び取締役会設置会社との取引等の制限]

○会社法381条1項[監査役の職務・権限] 、 2項[監査役の報告請求、業務財産調査権]、同3項[監査役の子会社調査権]

○会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]

○会社法382条[監査役の取締役への報告義務]

○会社法施行規則118条5号［事業報告への親会社等との利益相反取引に関する記載］

○会社計算規則112条［関連当事者との取引に関する注記］

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）21条[監査役への報告に関する体制等] 、
25条[内部統制システムに係る監査] 、26条[企業集団における監査]、27条[競業取引及び利益相反取引等の監査] 、39条[企業集団における監査の方法]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）Ⅰ-2 [監査役への報告に関する体制等] 、
Ⅱ-4[競業取引・利益相反取引等の監査] 、Ⅱ-5 [会社法に基づく内部統制監査]、Ⅱ-11 [企業集団に関する監査]

|  |
| --- |
| **監査のポイント６（企業集団における情報処理の適正なシステム化）**一般的に親会社の情報システム部門（担当取締役）が、企業集団全体の情報システムの構築、管理を主管します。一方、情報システム分野で企業集団全体を統括する部門（担当取締役）が不在な企業集団も少なくありません。企業集団内で構築される情報システムは、各社の規模、事業の性質、機関設計、その他の特質を踏まえつつ、親会社との連携や情報共有を保つことができる適切なものとなっている必要があります。システム監査が定期的に行われている場合は、目の届きにくい子会社・関連会社の情報システム面でのリスクは軽減されます。また、情報セキュリティが社内に比べ脆弱な社外（主として自宅等）でのリモートワークの定着により、サイバー攻撃等のリスクが増加しています。統括本部等の指導の下、子会社・関係会社も含め、インフラとしての「システム」のセキュリティ脆弱性の見直し、社員等への情報セキュリティ教育の実施等が必要です。監査役は、これらの点を十分に監視しなければなりません。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］情報システム部門の業務分掌、グループ情報システム化計画、財務報告に係る内部統制のＩＴ全般統制及び業務処理統制の有効性評価、財務報告に係る内部統制リスク評価表（ＩＴに関するリスク）、等 |

**（07.情報システム）**

□43.企業集団において、情報システムに関するリスクを把握し、企業集団における情報セキュリティ方針、情報管理規程やセキュリティ管理規程等（個人情報保護、マイナンバー保護を含む）を定め、親会社、各子会社・関連会社がその規程に則ってシステムを運用していることを確認した。

□44.企業集団全体の情報システムの構築・運用を主管する統括本部等（情報システム部門）があること、又は、親会社、子会社・関連会社の情報システム部門が連携する体制があることを確認した。

□45.企業集団内で構築されている情報システムは、各子会社・関連会社の規模、事業の性質、機関設計、その他特質を踏まえつつ、親会社との連携、情報共有を保つ適切なものとなっていることを確認した。

□46.グループの共通した会計管理システムが導入されていない場合は、システム共通化の進捗状況を確認するとともに、システムで統制できていない手続について、人的もしくは組織的に統制が整備されていることを確認した。

□47.業務にリモートワークを利用している場合、子会社・関連会社含めシステムのセキュリティ脆弱性に問題ないこと、利用する社員等への情報セキュリティ教育が十分に実施されていることを確認した。

（注）企業集団内で情報共有、連携、共通化すべき情報処理等は、企業集団の事情によりまちまちではあるが、望ましいと思われる項目は下記のように例示できる。

・処理内容による分類……会計処理、人事給与処理、業績管理、資産管理、等

・ＩＴ基盤による分類……ＩＴ組織の構成、規程・手順書等、ハードウェアの構成、基本ソフトの構成、ネットワークの構成、情報セキュリティ対策、等

・情報の種類による分類… 経営情報、税務経理情報、顧客情報、個人情報、営業情報,等

・金商法内部統制の視点… ＩＴの開発保守、システムの運用管理、アクセス管理(安全性)、外部委託、処理の正確性、エラー処理(修正)、等

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○経済産業省（情報セキュリティ関連法令の要求事項集H23年4月版）

**Ⅳ．内部監査部門との連携**

|  |
| --- |
| **監査のポイント７（内部監査の計画と結果の確認）**監査役にとって内部監査部門との連携は重要です。監査役は、内部監査部門による子会社・関連会社に対する内部監査の年度監査方針、重点往査対象、重点監査項目について説明を受け、企業集団内の子会社・関連会社に共通するリスク、及び各子会社・関連会社の固有のリスクについて十分に検討していることを確認する必要があります。また、内部監査にリモート監査を利用している場合は、リモート監査の限界や弱点（見逃しや改ざん発見の難しさ等）を認識して、関係部門の協力を得て多面的な情報収集等の工夫をしていることを確認する必要もあります。親会社と子会社・関連会社との間の情報伝達、報告、承認許可などについて定めた規程類や契約が適切に運用されていることは、企業集団における内部監査では、重要な監査項目になります。内部監査結果については、その内容、指摘事項、指摘事項の是正完了見込み時期、フォローアップ監査の計画などを聴取します。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］内部監査計画書（重点監査項目、往査対象等）、グループ会社管理規程、リスク管理規程・同マニュアル、子会社・関連会社のリスク評価表、同リスクマップ、緊急事態発生時の対応に関する規程、内部監査報告書・調書、内部監査改善指示・通達、フォローアップ監査文書、親会社と子会社・関連会社間の内部監査事項に関する契約書、等 |

**（05.内部監査・モニタリング）**

□48.親会社と子会社・関連会社間に親会社の内部監査部門が子会社・関連会社の内部監査を行うための規程類や契約が整備されていること及びその内容の適切性を確認した。

□49.親会社内部監査部門が、重要な子会社・関連会社に内部統制システムをモニタリングする内部監査部門を設置するよう親会社の代表取締役に提言していることを確認した。設置されている場合は、親会社の内部監査部門が子会社・関連会社の内部監査部門に対し適切に教育研修、支援、連携をしていることを確認した。

□50.内部監査部門の年度計画において子会社・関連会社に係わる監査方針、監査日程、往査対象、往査頻度、重点監査項目について意見交換を行い、適切であることを確認した。子会社・関連会社の中で監査対象から除外している会社がある場合は、その理由と妥当性を確認した。

□51.内部監査部門が、リスク評価表やリスクマップ等を活用しながら、企業集団内に共通するリスクと

各子会社・関連会社の固有のリスクを共に把握していることを確認した。

□52.取締役会等において定めた企業集団全体の管理基本方針、関連規程、決裁基準等について、内部監査部門が、それらの運用状況を監査項目としていることを確認した。

□53.内部監査部門が子会社・関連会社に対して実施した監査に関して、指摘事項や是正計画、フォローアップ監査計画、是正完了結果等について、説明を受け、適切であることを確認した。

□54.子会社・関連会社において不適正な行為又は企業集団全体に大きな影響を与える事態が発生した場合に、親会社の代表取締役・取締役会等がその状況を適時・適切に把握するような情報伝達体制が構築され、有効に運用されていることを、内部監査部門が監査していることを確認した。

□55.企業集団内(親会社と子会社・関連会社との間又は子会社・関連会社間)での不適正な行為の有無について、内部監査部門が監査を実施していること　及び不適正な行為がある場合は、その内容を確認し、代表取締役等に対して適切に報告していることを確認した。

□56.内部監査部門が企業集団における内部監査の方法、監査の結果、指摘事項、フォローアップ監査計画等を取締役会等に報告していることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○会社法381条1項[監査役の職務・権限]

会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）5条[社外監査役及び独立役員]、

38条[内部監査部門との連携 による組織的かつ効率的監査]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）Ⅱ－12 [内部監査部門等との連携]

|  |
| --- |
| **監査のポイント８（****企業集団における内部統制システムのモニタリング）**企業集団における各子会社・関連会社の内部統制の構築・運用・不備改善は、親会社の内部統制推進統括本部によって推進されることになっています。その進捗状況の監視、監査、すなわちモニタリングの機能は、企業集団全体の内部統制監査を実施する親会社の内部監査部門が担う必要があります。また、子会社・関連会社の中に内部監査部門が存在する場合は、その組織による内部統制モニタリングと親会社による内部統制モニタリングの実務的な調整も必要となります。親会社の内部監査部門による子会社・関連会社に対するモニタリングの結果は、企業集団における内部統制監査結果として親会社取締役会等で報告される必要があります。監査役は、企業集団における内部統制システムのモニタリングの方法の適切さとその結果が妥当であるかを判断しなければなりません。 |

|  |
| --- |
| [確認資料例］内部統制システムに関する取締役会決議、子会社・関連会社の内部統制システム改善計画、子会社・関連会社に対する内部監査（内部統制モニタリング結果）報告書**・**調書、内部監査改善指示・通達、フォローアップ監査文書、取締役会議事録、内部通報制度規程、等 |

**（05.内部監査・モニタリング）**

□57.内部監査部門の内部統制モニタリング結果から親会社の取締役会決議で定められた企業集団の内部統制システムの構築・運用の方針について、子会社・関連会社において適切に周知されていることを確認した。

□58.内部監査部門が、モニタリング対象範囲会社に対して、企業集団の内部統制システムの構築・運用・改善状況に関してモニタリングを実施していることを確認した。

□59.企業集団における子会社・関連会社の内部統制モニタリングの結果を確認し、内部統制システムの

構築が進捗していない会社、又は適切に運用されていない会社についての指摘事項の内容を確認した。

□60.内部監査部門から、企業集団の内部統制システムの構築・運用・改善状況に係わるモニタリングの実施結果報告が、取締役会等において行われ、内部統制推進統括本部から親会社・子会社・関連会社に対して具体的な改善指示がなされたことを確認した。

□61.子会社・関連会社が監査役設置会社である場合は、親会社内部監査部門が、子会社・関連会社の監査役、内部監査部門及び会計監査人（公認会計士又は監査法人と同義、以下同じ）と密接なコミュニケーションを図っていることを確認した。

□62.企業集団における子会社・関連会社の内部統制モニタリング結果の報告から、企業集団内に「内部通報制度」が適正に構築され、適切に運用されていることを確認した。

□63.企業集団における子会社・関連会社の内部統制モニタリング結果の報告から、子会社・関連会社の内部通報者の利益が損なわれることがないように十分な配慮がなされていることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○会社法363条[取締役の権限、職務執行の報告義務]

○会社法381条1項[監査役の職務・権限]

会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）5条[社外監査役及び独立役員]、21条[監査役への報告に関する体制等]、25条[内部統制システムに係る監査]、38条[内部監査部門との連携による組織的かつ効率的監査]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）Ⅰ-2 [監査役への報告に関する体制等]、Ⅱ-12 [内部監査部門等との連携]、Ⅴ-5[監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項]

**Ⅴ．会計監査人との連携**

|  |
| --- |
| **監査のポイント９（会計監査人との連携）**会計監査人は、連結計算書類の監査を行う役割を負っています。監査役は、会計監査人の連結計算書類監査の進め方を十分監視し、会計監査の相当性判断の根拠の一つにします。また、会計監査人から、子会社・関連会社に対する親会社の管理、統制が適切になされているか否かや企業集団内で不適正な行為が行われていないかについて情報収集をすると同時に、監査役として知り得た子会社・関連会社に関するリスク情報等を会計監査人に提供するなど、双方向のコミュニケーションを図る必要があります。本項では、子会社・関連会社が親会社と同じ会計監査人と契約をしている場合と、子会社・関連会社が全く会計監査人との契約をしていない場合を想定した確認項目を取り上げています。 |

　（注１）日本公認会計士協会　監査基準委員会報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正、大規模監査法人は2024年4月1日以降開始する事業年度又は会計期間に係る監査に適用）には親会社の会計監査人（グループ監査人）が子会社・関連会社の会計監査人（構成単位の監査人）を関与させる場合の実務指針を定めている。この指針は国際監査基準（ISA）600をベースとしており、海外子会社の公認会計士・監査法人も同様にISA600をベースとした各国の基準が適用される。

　（注２）日本公認会計士協会「倫理規則」によれば、上場会社等と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人（及びネットワーク・ファーム）が、当該会社（子会社等を含む）とアドバイザリー業務やコンサルティング業務等の非保証業務の契約をする場合、監査役の事前の了解を必要とする（日本公認会計士協会「倫理規則」セクション600（R600.22）　2022年7月25日改正）。監査役（会）は企業集団内において事前了解するための手順・手続をあらかじめ定めておき、関係業務担当取締役と連携を図りつつ、会計監査人・監査人が監査業務において独立性を保持できているかを慎重に検討し回答する。

|  |
| --- |
| ［確認資料例］連結計算書類、連結財務諸表、会計監査人監査計画、会計監査人監査報告、親会社・子会社・関連会社の経理規程、連結決算要領・連結決算手順、等 |

**（09.会計監査人監査）**

□64.会計監査人が、親会社・子会社・関連会社の経理規程・連結決算要領、連結決算処理手順、及びＩＴによる経理処理手順等を調査した結果、その内容に統一性があり、不適正な処理が介在するリスクは十分に低減されていると判断していることを確認した。

□65.連結計算書類（及び連結財務諸表）の連結範囲について、会社の判断は、会社法施行規則3条、会社計算規則63条及び企業会計基準等に適合した連結範囲の決定となっているか、会計監査人の意見を聴取し問題のないことを確認した。

□66.親会社における企業集団の統括を主管する統括本部等（事業統括本部、経理・財務統括本部、内部統制推進統括本部、内部監査部門等々）の管理体制及び管理状況について、会計監査人の意見を聴取し問題のないことを確認した。

□67.会計監査人が、連結計算書類等の監査（及び連結財務諸表監査並びに財務報告に係る内部統制監査）において、子会社・関連会社のうちで、会計上又は内部統制上、重要又はリスクの高い会社と判断している会社について、会社名とその判断理由を確認した。

□68.会計監査人が、親会社の代表取締役及び他の取締役による子会社・関連会社に対する管理や行動に不適正な行為や事実を発見していないこと、及び子会社・関連会社の代表取締役及び他の取締役の行動においても同様の不適正な行為を発見していないことを確認した。

□69.親会社と子会社・関連会社との間、又は子会社・関連会社の相互間で、一般的でない取引及び不適正な取引がないか、会計監査人の監査上の判断基準と監査結果について確認した。

□70.子会社・関連会社の事業計画とその実績の乖離が著しい場合、会計監査人の会計監査上の意見（例え

ば、業績回復見通し、関連会社株式減損処理、のれんの減損処理等々）を聴取し、会計監査人と親会社の（必要に応じて加えて子会社の）代表取締役や他の取締役との見解の相違の有無を確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○会社法396条3項、4項[会計監査人の子会社からの報告、調査権]

○会社法397条[会計監査人の監査役に対する報告]

○金融商品取引法193条の2[公認会計士又は監査法人による監査証明]、193条の3[公認会計士等の法令違反等事実発見への対応]

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）25条 [内部統制システムに係る監査]

○日本監査役協会・日本公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」（2021年4月14日改正）

○日本公認会計士協会「倫理規則」セクション600　「監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供」（2022年7月25日改正）

|  |
| --- |
| **監査のポイント10****（親会社と子会社・関連会社の会計監査人が異なる場合）**子会社・関連会社が契約する会計監査人が、親会社の契約する会計監査人と異なる場合があります。連結計算書類の監査に当たっては、親会社の契約する会計監査人は、重要な子会社・関連会社に自ら往査して監査意見を形成することが必要です。同時に、子会社・関連会社が契約する会計監査人と、当該会社に対する監査内容や監査結果について十分なコミュニケーションを行うことが重要です。監査役は、これらの点を確認する必要があります。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］会計監査人監査計画書、会計監査人監査結果報告、等 |

**（09.会計監査人監査）**

□71.子会社・関連会社が、親会社と異なる会計監査人と契約をしている場合は、親会社の会計監査人が、連結計算書類等の監査（及び連結財務諸表監査並びに財務報告に係る内部統制監査）に際して、子会社・関連会社の会計監査人に対して、日本公認会計士協会の監査基準（又は国際監査基準）に基づき、書面等又は訪問によって意見聴取を行っていること、及び得た回答の内容について確認した。

□72.子会社・関連会社が、親会社と異なる会計監査人と契約をしている場合、親会社の会計監査人が、必要に応じて連結会計監査の一環として、当該の子会社・関連会社に往査し、主要な勘定科目についての会計監査、及び財務報告に係る内部統制の監査を実施していることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○会社法396条3項、4項[会計監査人の子会社からの報告、調査権]

○会社法397条[会計監査人の監査役に対する報告]

○金融商品取引法193条の2[公認会計士又は監査法人による監査証明]、193条の3[公認会計士等の法令違反等事実発見への対応]

**Ｂ．親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務**

**Ⅰ．子会社・関連会社の代表取締役・他の取締役との意見交換**

|  |
| --- |
| **監査のポイント11（子会社・関連会社の代表取締役との意見交換）**不適正な行為による重大な企業不祥事の発生は、代表取締役や他の取締役が関与して行われることが多いと言われています。子会社及び重要な関連会社の代表取締役や他の取締役と直接、また定期的に意見交換することは重要です。当該会社の内部統制の状況について意見交換をすると同時に、子会社・関連会社の監査役が、当該社内で監査役として行うべき標準的な職務が適切に行える監査環境になっていることについても確認します。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］企業グループ経営理念、グループ行動基準、グループコンプライアンス基準、グループ経営方針、グループ環境方針、グループＳＤＧs・ＥＳＧ方針、内部統制システムに関する親会社取締役会決議、グループ会社管理規程、グループ内通達、グループ経営会議議事録、子会社・関連会社の年度経営計画、子会社・関連会社の取締役会議事録、子会社・関連会社のリスク管理規程・同マニュアル、子会社・関連会社のリスク評価表、同リスクマップ、子会社・関連会社の内部統制システム改善計画、子会社・関連会社の監査役の監査調書、等 |

**（01.方針決定周知）**

□73.親会社の定めた企業集団全体の基本方針を社内で周知するために行っている具体的な活動内容を確認した。

（注）親会社の定めた企業集団全体の基本方針とは、例えば、企業集団（企業グループ）における経営理念、行動基準、コンプライアンス基準、内部統制システム構築の基本方針、財務報告に係る内部統制の基本方針等を指す。

□74.子会社・関連会社の規模、事業特性や業態に合っていない内部統制システムは却って非効率になることもある。親会社の企業集団内部統制方針に基づき、子会社・関連会社の実態に応じた内部統制システムとして必要な方針・規程類の整備を行い、運用されていることを確認した。

**（02.リスク認識）**

□75.事業リスク及び内部統制上のリスク（財務報告に係る内部統制を含む、以下同じ）を認識し、そのリスクの評価を実施していること、及びその内容について確認した。

□76.事業リスク及び内部統制上のリスク発生の未然防止、リスク低減等のために、重点的に取り組んでいる施策がＰＤＣＡサイクルとして回っていることを確認した。

**（03.監査役監査環境）**

□77.代表取締役や他の取締役が、監査役の監査環境の整備について配慮・協力していることを確認した。

（注）監査役の監査環境とは、①代表取締役や他の取締役との定期的な意見交換の実施、②取締役及び使用人が、監査役及び親会社監査役に報告すべき事項とその重要性の範囲に関しての平時における事前確認、③上記②の報告をしたことを理由に報告者が不利な取扱いを受けないこと、④重要な会議への出席、⑤重要な書類の閲覧、⑥監査役の職務執行について生じる費用の支払い等が滞りなく実施されること等、を指す。

**（04.報告承認体制）**

□78.訴訟案件、重大なクレーム案件、重大な労務問題、品質保証・管理に関する異常事態、行政当局からの重大な指摘事項等の有無を確認した。そのような事案がある場合は、親会社への報告や社内での改善措置がなされていることを確認した。

**（05.内部監査・モニタリング）**

□79.重要業務において必要な人材が適切に配置されていること、部署間の適切な人事ローテーションが行われていること、また極端な要員不足や同一職種への要員の長期間滞留あるいは一人体制が見られる場合に適切な改善策や牽制策が講じられていることを確認した。

（注）重要業務において必要な人材は、内部統制の構築を推進する人材、計算書類・財務諸表・税務諸表等を適切に作成するための人材、情報システム構築・運用のための人材、内部統制の運用状況を主体的に評価するための内部監査部門を担う人材、等を含む。

□80.会社の健全性を損なう行為、又は不適正な行為を親会社から要求されていないことを確認した。

□81.企業集団内の内部通報制度（親会社に通報窓口がある場合を含む）において、情報提供者の保護が徹底され、早期に問題を把握して是正を図る仕組みとして適正に運用されていることを確認した。

**（08.企業集団内取引）**

□82.代表取締役や他の取締役が関与する親会社あるいは企業集団内の他の会社との間の競業取引・利益相反取引・一般的でない取引がある場合に、取締役会等において適正に決議又は報告する必要があると認識していることを確認した。

□83.子会社が公開会社又は会計監査人設置会社の場合、親会社等との間で、一般的でない取引（市場価格と離れた取引条件のもの等）がある場合、その取引に関し、子会社の計算書類の注記表「関連当事者との取引に関する注記」の記載、及び子会社の「事業報告（子会社の取締役が自社の利益を害さないように留意した事項など）」の適正な記載が必要であると、代表取締役や他の取締役が認識していることを確認した。

**（10.不祥事発生時）**

□84.重大な不適正行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、親会社の定めた情報伝達の仕組み（報告すべき事項、報告ルート等）に則り、直ちに親会社に報告するとともに、自社の監査役に報告する必要があると認識していることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○民法644条[受任者の注意義務（善管注意義務）]

○会社法330条[株式会社と役員等との関係]

○会社法356条[競業及び利益相反取引の制限]

○会社法357条[取締役の報告義務]

○会社法365条[競業及び取締役会設置会社との取引等の制限]

○会社法381条1項[監査役の職務・権限]
会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]

○会社法389条[定款の定めによる監査役の監査範囲の限定]
会社法施行規則107条[監査報告の作成、監査範囲の限定された監査役の意思疎通と情報交換]、
108条[監査範囲の限定された監査役の調査の対象]

○会社法429条[役員等の第三者に対する損害賠償責任]

○会社法施行規則100条1項5号[企業集団における業務の適正を確保するための体制]、100条3項[監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]、118条5号[事業報告への親会社等との利益相反取引に関する記載]

○会社計算規則98条［注記表の区分］、112条［関連当事者との取引に関する注記］

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）18条[監査役監査の実効性を確保するための体制]、19条[補助使用人]、20条[補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保]、21条[監査役への報告に関する体制等]、25条[内部統制システムに係る監査]、26条[企業集団における監査]、27条[競業取引及び利益相反取引等の監査]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）Ⅰ-2 [監査役への報告に関する体制等]、
Ⅰ-3 [監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項]、Ⅱ-4 [競業取引・利益相反取引等の監査]、
Ⅱ-5 [会社法に基づく内部統制監査]、Ⅱ-11 [企業集団に関する監査]

**Ⅱ．子会社・関連会社の監査役との意見交換**

|  |
| --- |
| **監査のポイント12（子会社・関連会社の監査役の監査活動と監査環境）**　子会社・関連会社の監査は、子会社・関連会社の監査役が行うことに留意する必要があります。親会社監査役は、子会社・関連会社の監査役が代表取締役との意見交換やその他の監査活動を通じて得た認識について意見聴取し、子会社・関連会社における内部統制の運用・構築の状況を確認します。また、親会社監査役は、子会社・関連会社の監査役が監査役として行うべき標準的な職務を適切に行える体制にあるか否かについて、十分な関心を抱く必要があります。昨今は監査役監査がリモートで実施される機会も増えていますが、監査のポイント7で述べたようなリモート監査の限界や弱点を認識した上で実施することも必要です。適切な監査環境にないと判断される場合は、親会社の代表取締役や統括本部等を担当する取締役等、あるいは子会社・関連会社の代表取締役等に意見を述べ、適宜改善を要望します。 |

|  |
| --- |
| ［確認資料例］監査懇話会「監査役職務確認書」、監査懇話会「取締役職務執行確認書」、監査役職務セルフチェックシート、子会社・関連会社の監査役監査調書、等 |

**（03.監査役監査環境）**

□85.子会社・関連会社の監査役が、監査懇話会「監査役職務確認書」「取締役職務執行確認書」や企業集団内で定められている「監査役職務セルフチェックシート」等を参考にして、自己の監査活動を確認、検証していることを確認した。

□86.子会社・関連会社の監査役が、監査のポイント11の各確認項目について当該会社の代表取締役及び他の取締役と適切に意見交換を行っていることを確認した。

□87.子会社・関連会社の監査役が、監査のポイント11の各確認項目について、当該会社において自ら監視、検証していることを確認した。

□88.監査役として、企業集団全体の事業に関わる経営方針、会計方針、内部統制の方針について理解するために、親会社の統括本部等と意見交換をしていることを確認した。

□89.子会社・関連会社の代表取締役やその他の取締役が、監査役の監査環境の整備について配慮・協力していることを確認した。

（注）監査役の監査環境とは、確認項目77の（注）を参照

□90.親会社監査役やグループ監査役会等を通じて、子会社・関連会社の監査役が監査に必要かつ十分な情報を過不足なく得ており、同時に親会社監査役との意見交換が十分であると判断していることを確認した。

**（05.内部監査・モニタリング）**

□91.子会社・関連会社が、親会社の契約している会計監査人やそのグループ会計監査人と異なる会計監査人と契約している場合、子会社・関連会社の監査役がその会計監査人の監査の内容、監査のレベルの評価を適切に行っていることを確認した。

□92.子会社・関連会社の監査役が、取締役会が代表取締役等の職務執行を監視、監督する機能を果たしていることについて監査していることを確認した。

□93.子会社・関連会社の監査役が、親会社内部監査部門、子会社・関連会社の内部監査部門及び会計監査人と密接なコミュニケーションを図っていることを確認した。

**（08.企業集団内取引）**

□94.子会社・関連会社の監査役が、当該会社内に、「親会社が自己の利益を不当に図り少数株主の利益を犠牲にする行為（一般的でない取引の強要、過大な人員の押しつけ等）を防止する体制」が構築・運用されているか否かを監査していることを確認した。

□95.確認項目83に関し、子会社の事業報告に、子会社の取締役が自社の利益を害さないように留意した事項などの記載がある場合、子会社の監査役が、その内容を確認し、監査役（会）としての意見を監査報告に記載していることを確認した（子会社が公開会社又は会計監査人設置会社の場合）。

□96.子会社・関連会社の監査役が、会社法の趣旨に沿った任期を以て就任していることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

○民法644条[受任者の注意義務（善管注意義務）]

○会社法330条[株式会社と役員等との関係]

○会社法381条1項[監査役の職務・権限]
会社法施行規則105条[監査報告の作成、監査役の意思疎通と情報交換]

○会社法389条[定款の定めによる監査役の監査範囲の限定]
会社法施行規則107条[監査報告の作成、監査範囲の限定された監査役の意思疎通と情報交換]、108条[監査範囲の限定された監査役の調査の対象]

○会社法施行規則100条3項[監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]、118条5号[事業報告への親会社等との利益相反取引に関する記載]

○会社計算規則98条［注記表の区分］、112条［関連当事者との取引に関する注記］

○日本監査役協会「監査役監査基準」（2022年8月1日改定）16条[代表取締役との定期的会合]、21条[監査役への報告に関する体制等]、25条[内部統制システムに係る監査]、26条[企業集団における監査]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2024年3月第14回改訂）Ⅰ-2 [監査役への報告に関する体制等]、Ⅱ-5 [会社法に基づく内部統制監査]、Ⅱ-8 [代表取締役との定期的会合]、 Ⅱ-11 [企業集団に関する監査]、Ⅴ-5[監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項]

○監査懇話会「取締役職務執行確認書」（2024年1月第17回改訂）４．内部統制システムの構築・運用責任についての確認

**Ⅲ．海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換**

|  |
| --- |
| 監査のポイント13（海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換）　海外の子会社・関連会社の不祥事等であっても、グループ全体の企業価値を毀損する可能性があり、親会社監査役としては、海外子会社・関連会社の代表取締役等と「Ｂ．Ⅰ．子会社・関連会社の代表取締役・他の取締役との意見交換」同様のやり方や考え方で意見交換することが望まれます。ここでは、海外の子会社・関連会社の代表取締役等と意見交換をする際にＢ．Ⅰ．に加えて確認すべき事項を記載しました。一方で、親会社の監査役のみで海外の子会社・関連会社の調査をすることは、物理的な距離の問題などから難しいので、親会社の会計監査人や内部監査部門等との連携は、国内に比べて一層重要になります。また、海外の子会社・関連会社の現地の監査法人又は会計事務所や弁護士事務所、当該会社の内部監査部門等とも緊密な連携を図った上で、効率的かつ有効な調査や意見交換を実施する必要があります。さらに現地の使用言語のみならず、法令やローカル・コンテント等の各種制度や文化、商習慣といった様々な点において、国内と海外では環境が大きく違うことに留意する必要があります。 |

**(01.方針決定周知)**

□97.海外の子会社・関連会社の代表取締役等に、親会社監査役の位置付け、企業集団における内部統制の在り方などについて、理解していることを確認した。

□98.親会社が策定した企業集団として共有すべき経営理念や行動基準、並びに内部統制システムの基本方針を海外の子会社・関連会社の現地スタッフを含む全ての役職員に理解してもらうように努めていることを確認した。

□99.海外の子会社・関連会社の代表取締役等は、日本と法体系等が異なることも配慮した上で内部統制システムの構築・運用に責任を負っている。代表取締役等がその責任を十分認識していることを確認した。

**(02.リスク認識)**

□100.海外の子会社・関連会社特有の経営環境、経営上の課題、所在国特有のリスクを把握していることを確認した。

（注）所在国特有のリスクとは、テロ・自然災害・感染症・政治体制・人材や技術の流出・情報セキュリティ・経済的混乱・新興国に多い規制等を指す。

□101.現地法令、慣習に拘わらず、反汚職に向けた基本方針の策定、社内規定の策定、社員への教育など、外国公務員等への贈収賄規制違反リスクに備えた対応を取っていることを確認した。

（注）特に、外国公務員等への贈収賄については、現地法令が未整備の場合であっても日本の法規により禁止されている。

**(05.内部監査・モニタリング)**

□102.海外の子会社・関連会社の主要部門を支える有能な人材の雇用の確保と離職を防ぐための対応を十分に取っていることを確認した。また、現地の法令や事情に精通している監査法人又は会計事務所および弁護士事務所を起用していることを確認した。

□103.海外の子会社・関連会社の所在する国における重要な法令等を認識し、その改正等に対して速やかにフォローできていると認識していることを確認した。

**(08.企業集団内取引)**

□104.海外各国の税務当局は、国際的な「税逃れ」を防止するために、移転価格税制やタックスヘイブン税制の運用を強化している状況にある。これに関しては、親会社の統括本部等との連携も考慮する必要がある。親会社との取引価格について現地税務当局との間で適正であるとの確認が取れているか、また当該会社と親会社等との間で非通例的な取引および不適正な取引が行われていないか調査していることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

以上